

Ⅲ 教育に関する大綱

※三島市では、令和4年6月に開催した三島市総合教育会議において、教育基本法第17条第2項の規定により策定する「第2期三島市教育振興基本計画（2023年～2030年）」をもって三島市の「教育に関する大綱」に代えることとしました。

基本方針

1



豊かな心と健やかな体を育む幼児教育の推進

多様な個性をもった子どもたちが自然や人々とのふれあいを通じ、豊かな心を育むこと、また、あまねく健やかに成長することを支援します。

施策の柱1：幼児教育の質の向上

《主な施策》

- 教職員の継続的な資質向上と幼保小の連携強化
- 家庭・地域との連携強化

施策の柱2：幼児教育環境の整備

《主な施策》

- 適正な施設配置と設備の充実
- 周辺環境の整備

基本方針

2



子どもが夢と希望を持ち、生涯にわたり学び続ける基盤を培う学校教育の推進

予測不能な時代だからこそ、子どもたちが夢と希望を持ち、知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組むことができるよう教育の向上を目指します。また、生涯にわたり自己実現を図ることができる人間力の育成を目指します。

施策の柱1：豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の推進

《主な施策》

- 心の教育の推進
- キャリア教育の推進

施策の柱2：全ての子どもの可能性を引き出す学びの充実

《主な施策》

- 学習指導要領に沿った確かな学力の育成
- 1人1台端末の効果的な活用

施策の柱3：一人一人の子どもに寄り添った支援の充実

《主な施策》

- 個に応じた子どもへの指導・支援の充実
- 特別な支援が必要な子どもの教育環境の整備

施策の柱4：地域とともにある魅力的な学校づくりの推進

《主な施策》

- 信頼される学校づくり
- 地域との連携・協働による学校づくり

施策の柱5：健康で安全な生活づくりと健やかな体の育成の推進

《主な施策》

- 安全・安心な学校給食の推進
- 心身の健康の保持増進

施策の柱6：持続可能な学校の環境整備の推進

《主な施策》

- 教育施設・設備の整備
- 学校 ICT 環境の整備

【基本理念】

健やかで幸せな未来を切り拓く人づくり

基本方針

3



生涯を通して、誰もが活躍できる「場」の創出

読書やスポーツを楽しむ環境を整え、生涯を通じた多様な学習ニーズに応える学習基盤を整備し、誰もが自由に学ぶことができる機会を提供や、その成果を生かす活動を支援します。

施策の柱1：学習機会の提供と環境整備

《主な施策》

- 多様な学習機会の提供
- 学習環境の整備・充実

施策の柱2：青少年の健全育成

《主な施策》

- 青少年活動への支援と育成
- 青少年を育む地域づくり

施策の柱3：図書館機能の充実と利便性の向上

《主な施策》

- 図書館資料収集・提供の推進
- レファレンスサービスの充実

施策の柱4：読書普及・図書館活用の促進

《主な施策》

- ライフステージに合った情報提供
- 子どもの読書機会の充実

施策の柱5：スポーツ環境の整備

《主な施策》

- スポーツによる健幸都市づくり
- 暮らしを豊かにするコミュニティスポーツの推進

基本方針

4



郷土愛を育む文化芸術の振興

郷土への愛着を高め、地域文化の誇りを醸成するために、文化財や郷土資源の確実な保存活用を図り、その価値を後世に継承していきます。また、豊かな心を育む市民文化を創造するため、生涯にわたって文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。

施策の柱1：文化に親しむ機会の創出

《主な施策》

- 鑑賞・創作、体験・学習の充実
- 情報の収集と提供の充実

施策の柱2：文化活動・文化施設の支援

《主な施策》

- 文化活動支援体制の強化
- 文化施設の環境整備

施策の柱3：文化財の保存と記録作成

《主な施策》

- 民俗文化財の継承支援・記録作成
- 文化財の保存の推進

施策の柱4：文化財の活用と郷土愛の醸成

《主な施策》

- 史跡などの整備・活用
- 郷土資料館の整備・充実